

宗像市自家用有償旅客運送条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、宗像市自家用有償旅客運送条例（令和7年宗像市条例第〇号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（運行区域等）

第3条 条例第3条に規定する公共ライドシェアの運行区域、区域外乗降ポイント、運行日及び運行時間は、別表第1のとおりとする。ただし、12月31日から翌年1月3日までの期間は、運行しない。

（予約方法）

第4条 条例第4条に規定する予約に関する事項は、別表第2のとおりとする。

（雑則）

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年3月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

運行区域	区域外乗降ポイント	運行日	運行時間
自由ヶ丘地区	赤間駅、ビバモール、原町、サンリブ、ユリックス	日曜日から土曜日 まで	午前7時から 午後8時まで
河東地区	赤間駅、マルキョウ、宗像市役所、東郷駅		
南郷地区	ユリックス、ビバモール、赤間駅、サンリブ		
池野・岬地区	道の駅むなかた、くりえいと2丁目、サンリブ、赤間駅		

別表第2（第4条関係）

予約方法	電話又はスマートフォンアプリ	
予約受付期間	利用日の7日前から利用開始前まで	
予約受付時間	電話	午前9時から午後5時まで ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、8月13日から同月15日まで及び12月29日から翌年1月3日までを除く
	スマートフォンアプリ	常時